

鳥倉山（大河原）エリアフライト規約

第1条 資格

X C技能証とする。但しX Cを目的としないフライトはP証可とする。
※いかなるフライトも、自己責任及び指導教員の責任の元で行うものとする。

第2条 フライヤー会員登録

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下JHFと称する）のフライヤー会員登録または同等の登録が有効な者であること。

第3条 エリア入山登録等

初回フライト時に、フライヤー会員登録証及び技能証を提示し、フライト登録書に必要事項を記入して登録するものとする。（2回目以降は入山受付簿に記入する）

第4条 登録料

ビクター登録料：¥3,000円/年間とする。

第5条 遵守事項

1. 空き缶・ゴミ等は必ず持ち帰り、環境美化に努めること。
2. タバコは車内・灰皿のある場所とし、外部での吸い殻の投げ捨ては厳禁とする。
3. 民家・電線の上は、緊急の場合を除き50m以上の高度を確保すること。
4. 無線機を携帯し、他機及びT O・L Dと交信可能な状態でフライトすること。
5. 村内の道路は、安全速度を守りスピードは控えめに、農道は地元車両優先とし、路上駐車等によって通行障害の起きないようにすること。

第6条 報告・補償

1. アウトサイドした者は、必ず土地の所有者及びエリア管理者に連絡すること。但し河川敷・雑草地・林道等へ目標を定め安全に着地した場合を除く。
2. 被害が出た場合、誠意を持って賠償に当たると共にエリア管理者に報告すること。
3. 事故が起きた場合は、いかなる場合に於いてもエリア管理者に報告すること。

第7条 罰則・回収費等

1. アウトサイドの罰金は¥3,000円以上とし状況に応じて決めるものとする。
2. ツリーラン・アウトサイド等の回収は、基本的に自己回収であるが、応援を必要とした場合は、程度に応じて回収費を徴収するものとする。

以上のエリア規約に違反した者及びアウトサイド・事故等の報告を怠った者については、状況により本人及びその所属クラブの以後の入山・フライトを禁止するものとする。